

令和8年度

# 学校いじめ防止基本方針

## いじめ…

それは、「どの子にも」、「どの学校でも」起こり得る

いじめられている子の立場に立ち、徹底して守り通そう！  
いじめということばが学校から消える日を目指そう！

しない！

させない！

見逃さない！

つくばみらい市立谷和原小学校

## 1 いじめに関する共通理解事項

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

《いじめの定義》

○いじめ防止対策推進法より

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条 定義）
- ・児童等はいじめを行ってはならない（第4条 いじめの禁止）
- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うよう努めるものとする。（第9条 保護者の責務等）

## 2 未然防止のための取り組み

○いじめの起こりにくい学校にするために

- ・児童のよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校、学級経営にあたる。
- ・小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切、かつ毅然とした指導を行う。
- ・教職員が、児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する人権意識の高揚。

○いじめの起こりにくい学校・学級（めざす学校の姿）

〈児童〉

- ・失敗しても認め合い、励まし合い、何でも話せる雰囲気がある。
- ・児童が規範意識をもち、規律ある学校生活を送っている。
- ・表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- ・いつでも、どこでも、明るくあいさつが交わされる。
- ・委員会、係活動、学校行事に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- ・いつでも教室、廊下、トイレ等が清潔で、整理整頓されている。
- ・規律ある朝自習、給食の時間、清掃活動が行われている。

〈教職員〉

- ・校長のリーダーシップの下、全教職員が生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- ・教職員が、児童の意見をきちんと受け止めて聞いている。
- ・教職員が、児童に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- ・教職員自らの言動が、児童に与える影響の大きさを強く自覚している。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学びを保障する。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

### ○道徳において

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- ・考え、議論する道徳の授業を展開し、自分事として考えをもてるよう努める。

### ○学級活動において

- ・話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

### ○学校行事において

- ・児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、開催する。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文や人権メッセージの募集、人権集会を実施する。

### ○委員会、たて割り班活動において

- ・よりよい学校作りを、高学年がリーダーシップを発揮して進める。
- ・校内の規律、環境を児童の手で作り上げる。

### ○家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、いじめに関する講演会等を実施し、いじめ防止について啓発を行っていく。

## 3 早期発見のための取り組み

### ○複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ・多くの教師が、様々な教育活動を通して児童に関わることにより、いじめ発見の機会を多くする。
- ・休み時間や放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・スクールカウンセラーや主任児童委員にも、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。
- ・毎週の職員集会での情報共有を行い、複数の教職員で見守る体制をつくる。

### ○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・なかよしアンケートを毎月1回行う。そのなかで、「いやなことをされた」「いじめられている」「いじめを目撃した」などの回答があった際には、必ず教育相談を実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないようにする。
- ・学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」により、気になる児童を早期発見する。
- ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などは心理カウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
- ・SOSオンライン相談窓口の周知と、SOSの発信の仕方を指導する。
- ・心の健康観察による児童の心の状態の把握を行う。

## ○教育相談による把握

- ・担任は毎学期に1回児童との教育相談を行い、いじめの早期発見や児童生徒理解に努める。
- ・児童希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外（養護教諭、心理カウンセラー等）でも相談ができる体制をとる。
- ・面談方法や面接結果について心理カウンセラー等専門的な立場からの助言を得る。
- ・いじめ電話相談等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ・毎月月末にいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの状況確認を行う。（児童・保護者への聞き取り）

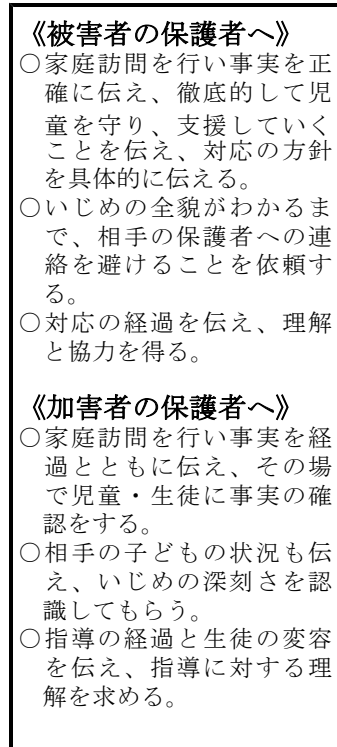
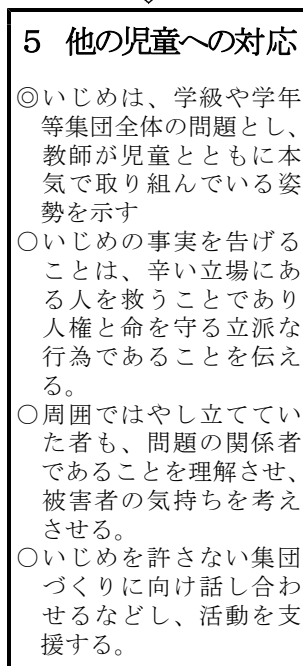
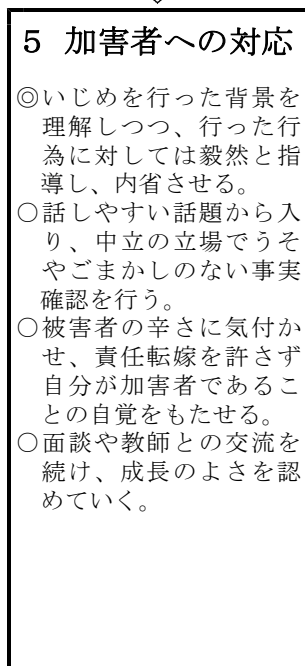
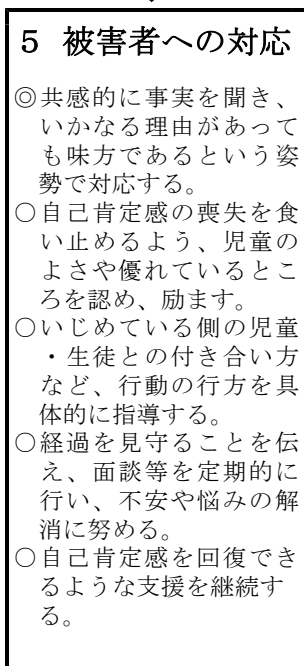
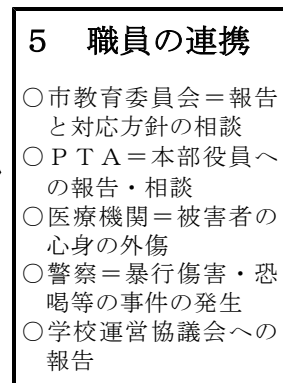
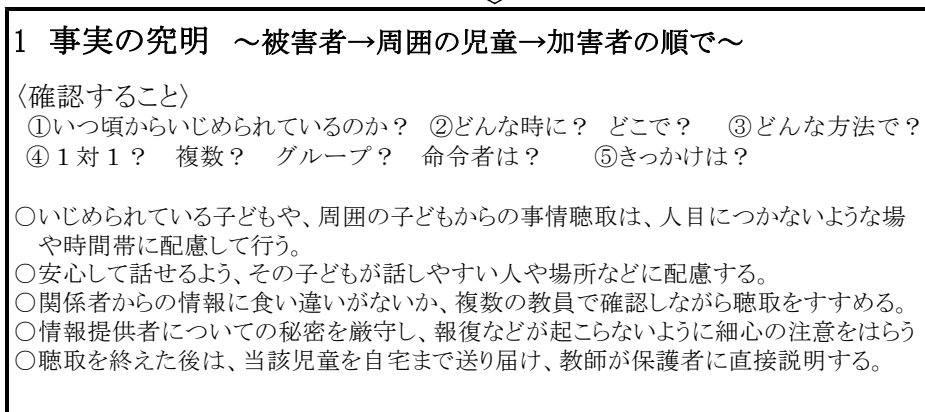
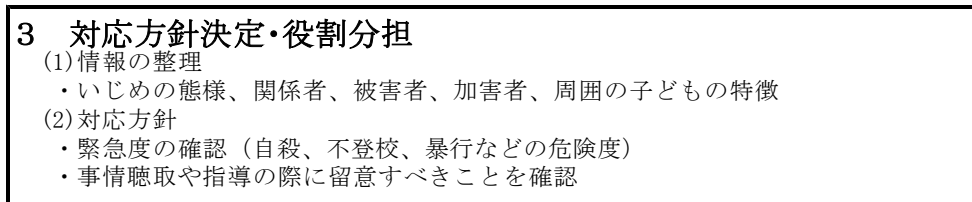
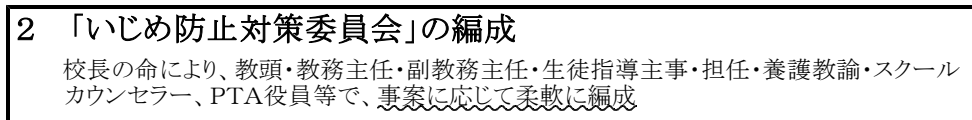
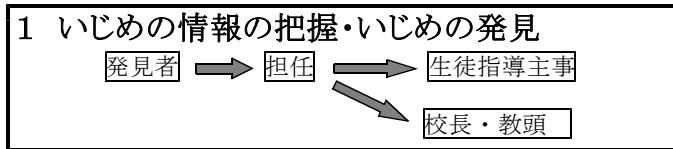
## ○ネット上のいじめやトラブルへの対応

- ・迅速に対応することで、事態の複雑化や当事者の精神的負担を最小限に食い止める。
- ・SNSの使用については、家庭でのルール作成を呼びかけるなど、学校と家庭で協力する  
掲示板等での誹謗・中傷の書き込みへの対応
  - ネット上のいじめの発見
  - 書き込み内容の確認
  - 掲示板等の管理者に削除依頼
  - 掲示板等の管理者が削除依頼しても削除しない場合  
プロバイダに削除依頼しても削除されない場合  
茨城県警本部サイバー犯罪相談電話（029-301-8109）に相談。

## ○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。
- ・児童クラブと連携を図り、児童の様子を情報共有することを通して、いじめの未然防止、早期発見につなげる。

## 4 いじめ対応フロー



### 〈取組の年間計画〉

	「いじめ防止対策委員会」 毎月の定期的実施	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<b>P</b> ↓ <b>D</b> 「いじめ防止対策委員会」 ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の確認及びチェック	○スクールカウンセラーの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○なかよしアンケート	○PTA、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○児童クラブとの引継ぎ（情報共有）
5月	<b>D</b> ↓ <b>C</b> 「いじめ防止対策委員会」 ○職員研修①「気になる児童の共通理解」	○人権メッセージの募集 ○人権集会	○なかよしアンケート	○小中あいさつ運動
6月	<b>C</b> ↓ <b>A</b> 「いじめ防止対策委員会」	○情報モラル指導（ネットや携帯のトラブル）	○なかよしアンケート ○児童との教育相談	○教育相談（児童）
7月	<b>A</b> ↓ <b>P</b> 「いじめ防止対策委員会」		○なかよしアンケート	○教育相談（希望する保護者）
8月	<b>P</b> ↓ <b>D</b> 「いじめ防止対策委員会」			
9月	<b>D</b> ↓ <b>C</b> 「いじめ防止対策委員会」		○身体測定 ○なかよしアンケート	○小中あいさつ運動
10月	<b>C</b> ↓ <b>A</b> 「いじめ防止対策委員会」	○スポーツフェスティバル	○なかよしアンケート	○保護者、児童、教員への学校評価アンケート
11月	<b>A</b> ↓ <b>P</b> 「いじめ防止対策委員会」	○世界遊び万博	○なかよしアンケート ○児童との教育相談	○教育相談（児童） ○教育相談（全保護者） ○小中あいさつ運動
12月	<b>P</b> ↓ <b>D</b> 「いじめ防止対策委員会」	○保健指導（命の大切さ、性の正しい理解） ○駅伝大会	○なかよしアンケート	
1月	<b>D</b> ↓ <b>C</b> 「いじめ防止対策委員会」		○なかよしアンケート ○身体測定	
2月	<b>C</b> ↓ <b>A</b> 「いじめ防止対策委員会」	○生活科・総合的な学習交流会	○なかよしアンケート	○保護者、児童、教員への学校評価アンケート ○教育相談（児童）
3月	<b>A</b> ↓ <b>P</b> 「いじめ防止対策委員会」	○卒業生を送る会	○なかよしアンケート	
通年	<b>P</b> ↑ <b>D</b> 「いじめ防止対策委員会」 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○自己肯定感、自己有用感を味わうことのできる学級経営 ○縦割り班活動の活性化	○なかよしアンケート ○心の健康観察の実施（毎日） ○SCによる相談 ○オンライン相談窓口	○あいさつ運動（委員会、ボランティア） ○児童クラブとの連携 ○中学校との情報共有

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。